

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する主要な河川は、真玉地区には真玉川、香々地区には竹田川が走り、それぞれ周防灘に注がれた河口付近に市街地が形成されている。両地区は、0.5mを超の浸水が予測されており、真玉地域では、約30%の範囲において、2.0～5.0m、香々地地域においては、約10%の範囲で、0.5～1.0mの浸水が予測されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、真玉地区及び香々地区の山間地域は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアがあり、各業種が位置している。

(地震：大分県地震津波被害想定調査報告)

市町村別最大震度一覧表による当市の地震の発生確率等の想定は以下のとおりである。

地震の種類	震度	発生確率
周防灘断層群主部による地震	6強	今後50年以内で7%～10%
南海トラフによる地震	5弱	今後30年以内で70%～80%
中央構造線断層帯（別府湾）による地震	5弱	—

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、以下のとおり予想されている。最大クラスの津波が到達した場合、地域内の海岸沿いでは最大で3m～2mの浸水が予想されている。

地震の種類	最大津波高		最大津波高の到達時間	
	真玉浜下	香々地見目	真玉浜下	香々地見目
周防灘断層群主部による地震	2.69m	3.09m	19分	13分
南海トラフによる地震	2.77m	2.80m	5時間36分	5時間43分
中央構造線断層帯（別府湾）による地震	2.18m	2.27m	3時間36分	2時間40分

(その他)

夏季は降水量が少なく晴れの日が多いため瀬戸内式気候に、冬季は曇りや雨、雪の日も多いため日本海式気候に近い気候となる。年間降水量（2014年）は、およそ1,300mmで、6月～8月頃に多い梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬季は、降雪によって路面が凍結することもある。台風以外の大雨は、秋雨前線・梅雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。また、大気が不安定な時に起こる雷雨も、総雨量は少ないものの短時間で集中して降る場合もある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 181人
- ・小規模事業者数 160人

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
商工業者	建設業	30	28	地域内に点在している
	製造業	22	18	地域内に点在している
	卸売業	6	5	地域内に点在している
	小売業	47	39	地域内に点在している
	飲食店・宿泊業	19	15	地域内に点在している
	サービス業	27	27	地域内に点在している
	その他	30	28	地域内に点在している

※（出所：平成28年経済センサス）

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・自主防災組織・防災士の育成
- ・豊後高田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者向けBCP策定セミナー開催の案内
- ・大分県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分に配置されていない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しており、職員の地区内居住等といった課題が浮き彫りになっている。
- ・防災備品（非常食等）が未整備である。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後、被害状況を調査し、被害額等の報告を関係機関に速やかに報告する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家による個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 大分県火災共済協同組合、及びあいおいニッセイ同和損保に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とし、損害保険の紹介、情報提供を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・ 西国東商工会経営力強化支援事業推進協議会  
（構成員：西国東商工会、豊後高田市、北部振興局、外部有識等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7.6の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

( SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 ( 家屋被害や道路状況等 ) 等を当会と当市で共有する。 )

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊後高田市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
( 豪雨における例 ) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2 日以内に情報共有する。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回程度共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回程度共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回程度共有する

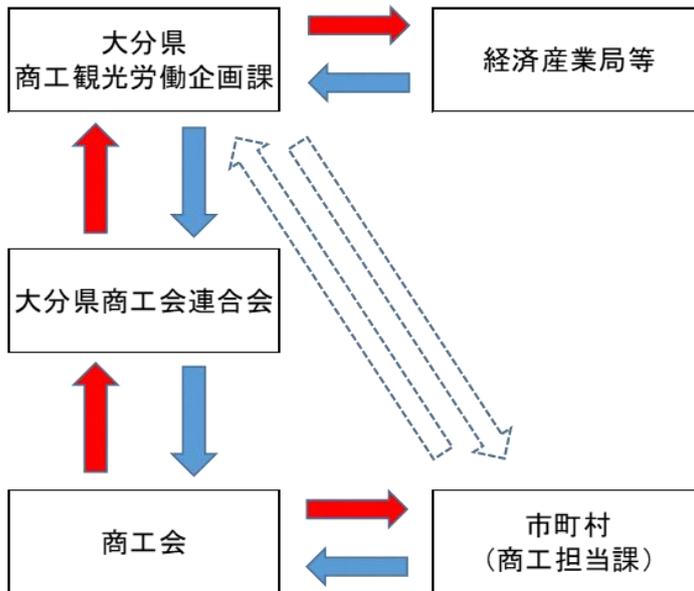
- ・当市で取りまとめた「豊後高田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針第2版」に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとする。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

■指示命令・連絡体制図



■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの	
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、破棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める
	構造物 車両・運搬具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格又は修繕費を求める

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。なお、構造物は建物と

一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、豊後高田市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

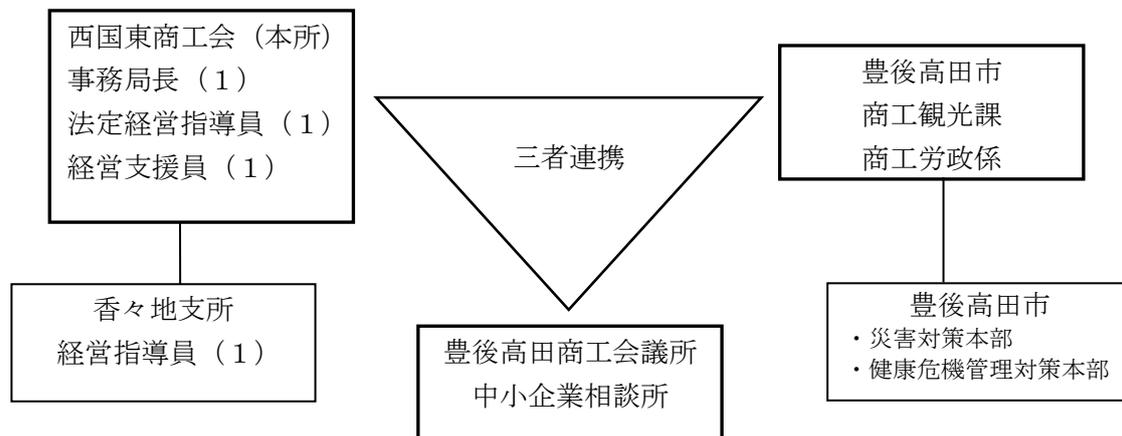
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 池永 将人 西国東商工会 (本所)

※ 連絡先は後述 (3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回程度)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉 31 番地 1

西国東商工会

TEL : 0978-53-4320 / FAX : 0978-53-4340

E-mail: info@nishi-kunisaki.oita-shokokai.or.jp

②商工会議所

〒879-0628 大分県豊後高田市新町 986 番地 2

豊後高田商工会議所 中小企業相談所

TEL : 0978-22-2412 / FAX : 0978-24-1678

E-mail: info@buntakacci.or.jp

③関係市町村

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39 番地 3

豊後高田市 商工観光課商工労政係

TEL : 0978-25-6219 / FAX : 0978-22-0955

E-mail: kanko@city.bungotakada.lg.jp

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	60	70	70	70	70
・協議会運営費	40	40	40	40	40
・防災備品費	10	20	20	20	20
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、豊後高田市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割